

第2次世界大戦とフォルクスワーゲン社

—「強制労働」の導入とその経営的動機—

古川 澄明

はじめに

1. 動員規模と政治的背景

(1) 動員規模

- 1) VW社の場合
- 2) ドイツ全体の場合

(2) 歴史的過程

- 1) 成立と展開
- 2) ドイツ労働市場と「強制労働」
- 3) 人種論的イデオロギーと「強制労働」

(3) 「強制労働」とナチ党・国家諸機関

2. 導入過程

(1) 導入事情

- 1) 外国人市民・「捕虜」
- 2) 「強制収容所抑留者」

(2) 導入姿勢

(3) 調達形式

- 1) 「外国人市民強制労働者」
- 2) 「捕虜」
- 3) 「強制収容所抑留者」

3. 結びにかえて

はじめに

本稿の研究課題は、第2次世界大戦期の「フォルクスワーゲン社」(Volkswagenwerk 有限会社 GmbH, 戦後1960年に株式会社 AG に改組: 以下, VW社)の経営史研究の一環として、当時の同社における企業内労使関係のもっとも重要な側面をなした「強制労働」を取り上げ、その史実と経営史的意味を問うことである。ナチ・レジーム期、とくに戦中期のドイツ企業においては、「外国人市民労働者」ausländische Zivilarbeiter, 「捕虜」Kriegsgefangene および「強制収容所抑留者」Konzentrationslager (KZ)-Häftling の動員による「強制労働」Zwangsarbeit が広く大規模に導入された。この時期のドイツ企業経営史研究において企業内労使関係を問題にしようとするとき、労働現場で重要な位置を占めた「強制労働」を見落とすことはできない。本稿は、この問題を個別企業レベルにおいて、つまり1938年にナチ党付属団体「ドイツ労働戦線」Deutsche Arbeitsfront (略称 DAF)の手で創設されたVW社の事例において取り上げるようとするものである。

その場合に、とくに注目する点は、(1)VW社は「強制労働」をどのような理由から導入し、それにどのような経営的役割を求め、またその導入を経営行為としてどのように正当化したのか、(2)「強制労働」の導入は企業内の労働力編成や労務管理においてどのように位置づけられ、それらに対して国家の監督・統制諸機関はどのように関与したのか、(3)それは企業内労使関係にいかなる変化を引き起こしたのか、(4)どのような国籍の人々が、いかなる理由で同社での「強制労働」に動員され、どのような労働・生活諸条件のもとで労働に従事させられ、どのような結末を迎えたのか、といった疑問である。

戦中期のVW社における「強制労働」問題をこうした視点から取り上げるにあたっては、「外国人市民労働者」・「捕虜」・「強制収容所抑留者」に対するナチ国家の「強制労働」政策と、それを思想的に支えていたナチスの「人種論」的イデオロギーが、この問題をどのように規定していたのか、といった国家レベルでの当該問題の概括的把握をも踏まえておく必要がある。

それなくしては、個別企業の経営史レベルにおいてその特質を明確にすることはできないであろう。というのは、個別企業による「強制労働」の導入は、戦争経済における軍需工業労働力の需要増加と徴兵による労働力不足という相容れない状況下での労働市場の狭隘化に根差していたとはいえ、個別企業にその導入の契機を与え、それを促すような政治的・経済的状况を惹起したのは、ナチ国家の侵略戦争であり、その渦中での国家の労働力動員政策、とりわけ「強制労働」政策であったからである。

たしかに「強制労働」問題を政治学的視点から取り上げた研究実績は少ないが、経営史的視点からそれにアプローチした研究は、これまで僅かな実績を数えるのみである。したがって、個別企業レベルにおいてこの問題に分析の焦点を定めることは、戦中期の個別企業経営史について事例研究を進展させるだけではない。それは、ひいてはこの問題それ自体の歴史性の解明に貢献することになるであろう。^(*)

しかし、本稿では、紙数の制約により、とりわけ上記の4つの問題点の内、第1の点、つまりVW社における「強制労働」の導入とその経営的動機という問題領域に重点を置いてこの問題を取り扱うものである。残る3点については、続稿「第2次世界大戦とフォルクスワーゲン社——『強制労働』の経営的管理・統制と労働・生活諸条件——」（『山口経済学雑誌』第39巻3・4号）で詳細に取り上げる予定である。

(*) ファシズム・ドイツにおける外国人の「強制労働」については、従来、とりわけドイツ国内や占領地でのユダヤ人に対する「新衛隊」Schutzstaffel (SS) や「国家秘密警察ゲシュタポ」Geheimen Saatspolizei (Gestapo) による残虐・非道な行為、あるいはアウシュヴィッツやダッハウなどに代表される「強制収容所」での「ユダヤ人問題の最終解決」としての大量殺戮、などとの関連において、少なからぬドキュメントや研究が発表されてきた。そうした「強制収容所」でのユダヤ人の惨劇が戦前・戦中・戦後にわたって幾度ともなく取り上げられてきた一方、他方で、ユダヤ人以外にも「大量の」人々が軍需品製造企業での「強制労働」によって同様の惨劇を被ったという史実のドキュメントや研究が、ともすれば薄れがちであったということは、否めないであろう。しかし、近年ドイツ内外において、戦中期のドイツにおける軍需品製造に参加したドイツ大企業の経営内容や「強制労働」に関する研究が積み上げられてきており、日本においてとは対照的に、顕著な前進を示している。ドイツの自動車企

業に限っていえば、たとえばここでは、2つの研究実績を上げることができる。一つは、ドイツ経営史研究所叢書第49巻として上梓された Hans Pohl/Stephanie Habeth/Beate Brüninghaus: *Die Daimler-Benz AG in den Jahren 1933 bis 1945*, Franz Steiner Verlag, Stuttgart 1986 である。同書の中でも、ナチ・レジーム期のダイムラー・ベンツ社での「強制労働」が取り上げられている。同書の執筆者の一人、ボン大学教授 Dr. Hans Pohl は西ドイツ経営史研究所機関誌『企業史 Zeitschrift für Unternehmensgeschichte』の編集者でもある。もう一つは、戦中期のVW社での「強制労働」についての Klaus-Jörg Siegfried の一連の研究である。すなわち K. J. Siegfried: *Wolfsburger Stadtgeschichte in Dokumenten 1938-1945*, Wolfsburg 1982; Derselbe: *Rüstungsproduktion und Zwangsarbeit im Volkswagenwerk 1939-1945*, Campus Verlag, Frankfurt/New York 1987; Derselbe: *Das Leben der Zwangsarbeiter im Volkswagenwerk 1939-1945*, Campus Verlag 1989 である。同者の第2番目の研究書はフォルクスワーゲン社の「企業城下町」ともいべきヴォルフスブルク市の文化事業の一環として同市により発行された一連の都市史研究叢書の別巻であり、したがって工場とともに建設された工場都市ヴォルフスブルクの歴史を研究する立場から戦中期の企業内強制労働の実態に迫ろうとした研究であって、戦中期に工場労働力として都市に強制連行された莫大な数の外国人が「都市住民」の圧倒的な割合を占めたという史実の解明に努めた一つのドキュメントである。K. J. Siegfried のこれらの研究は、戦中期のVW社における「強制労働」の史実を克明に暴いた最初の優れた研究である。本稿は、史実の検証については、K. J. Siegfried の研究成果に依存する部分が少なくないが、しかし、とくに上述のような筆者独自の問題意識から、彼が依拠した史料、たとえばアメリカ軍押収文書に史実を改めて確認するなかで、同社の企業経営史上における「強制労働」の歴史性を論究しようとするものである。

因に、日本において、これまで第2次世界大戦期の企業経営史の研究にまったく進展が見られなかったわけではない。とくに経営史学会第21回大会(1985年、於龍谷大学)において共通論題として、「経営史における昭和10年代—第二次世界大戦期の企業活動」というテーマが設定されたことから、それは明らかであるが、別言すれば、戦後すでに40年以上も経過して戦中期企業経営史研究の必要性が同学会の問題意識に上ったことそれ自体、日本の経営史研究者が戦前・戦後期企業経営史の研究実績に対比して従前における戦中期の研究の相対的な低調を意識するものであったといえよう。だが、その後、研究は着実に成果を上げている。たとえば、三島康雄・長沢康昭・柴孝夫・藤田誠久・佐藤英達共著『第二次大戦と三菱財閥』(日本経済新聞社、1987年)も、その一つである。しかし、ここでも、依然として戦中期企業経営史研究における問題意識から労働問題が脱落しているように思われる。

1. 動員規模と政治的背景

(1) 動員規模

まず、VW社が戦争終結時までに調達した「強制労働者」の量的規模とそ

の推移を検討することにする。つぎに、VW社での「強制労働」がドイツ全体のそれにどのように連動するものであったのかを確認するために、ドイツ全体の動員規模とその推移に目を向けておく。また同じ理由から、ナチス・ドイツによる「強制労働」の歴史的過程とその背後に存在したドイツ労働市場の狭隘化問題、さらにナチスの「人種論的イデオロギー」の作用、そして「強制労働」に関係したナチ党・国家諸機関について、概観しておくことにする。

1) VW社の場合

VW社における外国人労働者の動員は、同社の本工場と、それに隣接する工場都市の新設のための建設労働力として、1938年に約3,000人のイタリア人建設労働者が、「ドイツ労働戦線」とイタリア工業労働者同盟との協定により調達されたことを最初とする。しかし、それは「強制労働」ではなかった。⁽¹⁾

「強制労働者」の調達が本格的に始まったのは、1940年以降である。同年に約1,500人のポーランド人市民の男女（少年少女を含む）がファレースレベン「本工場」に強制的に連行され、強制労働に従事させられた。第1表が示す通り、その後、ソビエト人市民・捕虜、さらにフランス人、ベルギー人、オランダ人、イギリス人の市民・捕虜が調達された。またとくに注目を引くのは、1942年以降に「強制収容所抑留者」の動員が始まっていることである。

第2表は、1939年から1944年末までの期間におけるドイツ人労働者数と外国人市民・捕虜の動員数とを比較し、両者の比率の推移を見たものである。それによると、1941年以降、外国人の動員数が急増している。さらに1942年以降は、工場労働力の60%以上が外国人労働者によって占められるにいたっており、またその内の80%近くが外国人市民であり、残りが捕虜であった。これは、企業内労使関係において異常な状況を示すものであった。ドイツ人および外国人から成る工場労働力の構成をさらに詳しく見たものが、第3表と第4表である。これらの2つの表は、第1に、外国人労働力がすべて作業労働力であったこと、第2に、1940年末以降、ドイツ人の職員と労働者の人

第1表 VW社に労働力として投入された外国人市民労働者・捕虜

年次	外国人労働者の調達形態	人数
1938年	イタリア人建設労働者 — 工場都市建設に協力：DAFとイタリアのファシズム的工業労働者同盟との協定に基づく	約3,000人
1940年以降	ポーランド人市民労働者（男・女：少年少女を含む）の調達	約1,500人
1941年以降	ソビエト人捕虜の調達	約 800人
1942年以降	ソビエト連邦からの市民労働者（男・女：子供を含む）	約4,000 ～5,000人
	フランス人・ベルギー人捕虜	約 800人
	ノイエンゲーム強制収容所抑留者の動員	約1,800人
1943年以降	フランス人市民労働者（就労義務：その内の一部はピシー組織 Jeunes Ouvriers Français JOFTAを通じて） イタリア人「軍事抑留者」	約1,000人
1944年以降	ナッツヴァイラー強制収容所抑留者の動員	約3,500人
その他	イギリス人市民労働者	約 300人
	オランダ人市民労働者	約 200人

資料：Siegfried, *a.a.O.*, S.13, 49; Fritz Blaich: *Wirtschaft und Rüstung im "Dritten Reich"*, Schwann, Düsseldorf 1987, S.112, 114 より作成。なお、戦中期にVW社で強制労働を体験したあるベルギー人市民の証言では、同時期に約300人の同国人市民が同様に強制労働に従事させられていたようであるが、正確な人数や動員時期は不詳（Vgl. Siegfried, *a.a.O.*, S. 51）。

第2表 VW社の労働力数の推移 1939—1944年（「強制収容所抑留者」を除く）

	ドイツ人 人 (%)	外国人市民 人 (%)	捕虜 人 (%)	合計 人 (%)
1939	2,732 (100)	0 (-)	0 (-)	2,732 (100)
1940	5,287 (84)	997 (16)	0 (-)	6,284 (100)
1941	5,063 (66)	2,035 (27)	435 (8) ⁽¹⁾	7,632 (100)
1942	4,643 (39)	5,583 (46)	1,835 (15)	12,061 (100)
1943	5,621 (33)	8,677 (51)	2,724 (16)	17,022 (100)
1944	6,031 (34) ⁽²⁾	8,841 (51)	2,493 (15)	17,365 (100)

備考

注記：本表は原資料の誤算を訂正していない。(1)1941年の捕虜人数または労働者総数は誤算。
(2)百分比は誤算。なお、この表には、VW社本工場建設と工場都市 Wolfsburg の建設のために動員されたイタリア人やその他の建設労働者数は含まれていない。

資料：National Archives Microfilm Publications, M1013, *The United States Strategic Bombing Survey, Volkswagenwerke, Fallersleben, Germany*, Munitions Division, 15.-19. June 1945, Second Edition, January 1947, Washington 1975 (以下, USSBS・VW・FAL), p.8 (Vgl. Siegfried, *a.a.O.*, S.48)。

第3表 VW社ファラーズレーベン本工場の労働力構成 1939—1945年
(外国人労働者を含む)

年次	国籍	職員・工場労働者全体		工場労働者	
		1月 人(%)	12月 人(%)	1月 人(%)	12月 人(%)
1939	ドイツ人	273 (100)	2,732 (100)	191 (100)	2,034 (100)
	外国人	-	-	-	-
1940	ドイツ人	2,638 (87)	5,287 (84)	1,827 (82)	3,992 (80)
	外国人	400 (13)	997 (16)	400 (18)	997 (20)
1941	ドイツ人	5,374 (79)	5,063 (66)	3,994 (73)	3,779 (60)
	外国人	1,485 (21)	2,569 (34)	1,458 (27)	2,569 (40)
1942	ドイツ人	5,033 (67)	4,643 (39)	3,830 (61)	3,326 (31)
	外国人	2,489 (33)	7,418 (61)	2,489 (39)	7,418 (69)
1943	ドイツ人	4,690 (39)	5,621 (33)	3,355 (31)	4,225 (27)
	外国人	7,434 (61)	11,401 (67)	7,434 (69)	11,401 (73)
1944	ドイツ人	5,658 (33)	6,031 (35)	4,217 (27)	4,626 (29)
	外国人	11,320 (67)	11,334 (65)	11,320 (73)	11,334 (71)

資料：National Archives Microfilm Publications, M1013, *The United States Strategic Bombing Survey, Volkswagenwerke, Fallersleben, Germany*, Munitions Division, 15.-19, June 1945, Second Edition, January 1947, Washington 1975, Exhibit N, (Vgl. Siegfried. a.a.O., S.50).

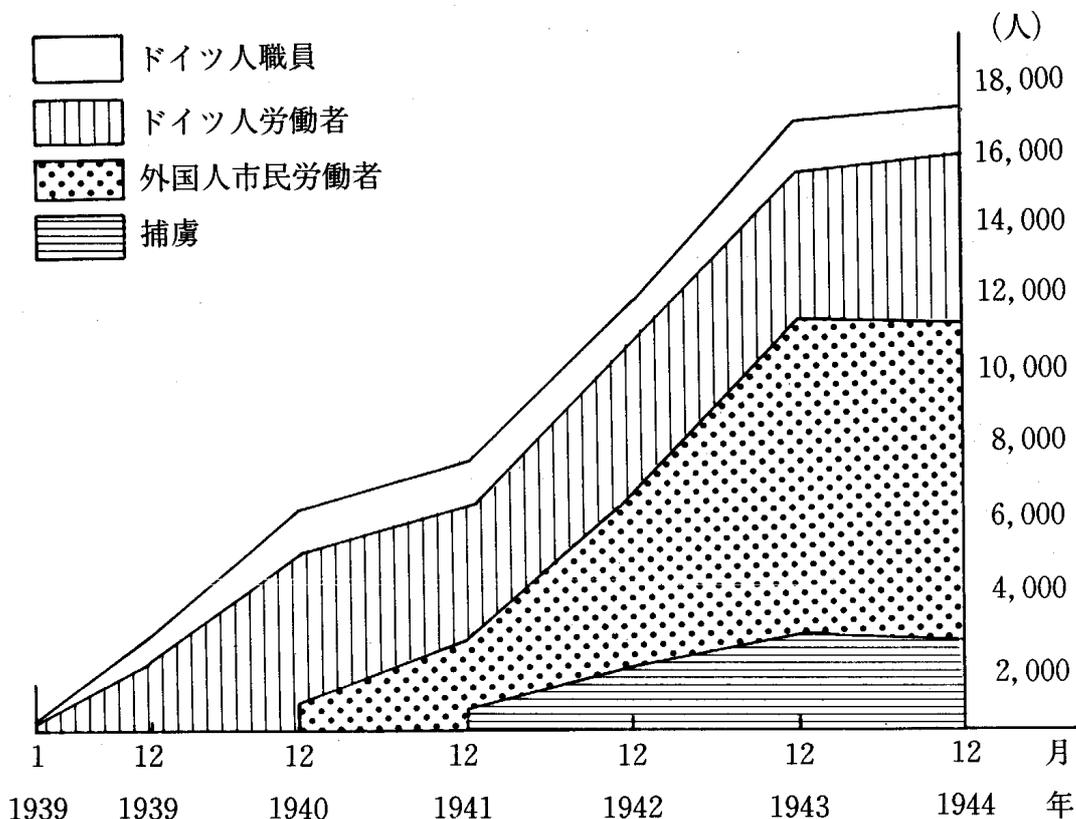
第4表 VW社ファラーズレーベン本工場のドイツ人労働力構成
1939—1945年 (外国人労働者・「強制収容所抑留者」を除く)

年 月	ドイツ人従業員総数 人 (%)	ドイツ人労働者 人 (%)	ドイツ人職員 人 (%)
1939年 1月	273 (100)	191 (70)	82 (30)
12月	2,732 (100)	2,034 (75)	698 (25)
1940年 1月	2,638 (100)	1,827 (69)	811 (31)
12月	5,287 (100)	3,992 (76)	1,295 (24)
1941年 1月	5,374 (100)	3,994 (74)	1,380 (26)
12月	5,063 (100)	3,779 (75)	1,284 (25)
1942年 1月	5,033 (100)	3,830 (76)	1,203 (24)
12月	4,643 (100)	3,326 (72)	1,317 (28)
1943年 1月	4,690 (100)	3,355 (72)	1,335 (28)
12月	5,621 (100)	4,225 (75)	1,396 (25)
1944年 1月	5,658 (100)	4,217 (75)	1,441 (25)
12月	6,031 (100)	4,626 (77)	1,405 (23)

資料：USSBS・VW・FAL, Exhibit Nから作成。

第1図 戦中期VW社の労働力構成 1939-1945年

—「強制収容所抑留者」を除く—



資料：第1，第2，第3，第4表の資料にもとづいて作成。

数およびその比率に大きな変化が見られなかったことを示している。こうした工場労働力の量的構成とその推移をグラフにしてみたものが、第1図である。

なお、「強制収容所抑留者」の動員数については、第1表に見られる通りである。

一体、なぜ、とくに1941/1942年以降、「強制労働者」の動員が急増していったのであろうか。これは、ドイツ全体の動向と、どのように連動していたのであろうか。

2) ドイツ全体の場合

第2次世界大戦中のドイツ戦争経済において「外国人強制労働者」が労働力として重要な位置を占めたことは、とくに留意されなければならない。⁽²⁾

その実態に迫る調査書としては、『アメリカ合衆国戦略爆撃調査 ドイツ戦争経済に対する戦略爆撃の効果, 1945年』⁽³⁾が、よく知られている。それによれば、1945年5月現在のドイツにおいて、外国人労働者総数は、「捕虜」を含めて712万6,000人を数え、これはドイツの就業者総数の約20%に相当した。しかし、戦争開始以前から、ドイツ経済において外国人労働力が、このような重要な位置を占めていたわけではなかった。第5表が示す通り、1939年5月現在のそれは30万1,000人であり、就業者総数の0.8%であった。つまり、戦中期の5年間に、外国人労働者の数が、実に約23.7倍に増加したのである。

その内訳を概観してみよう。同表の中の産業部門別の外国人就業者数を見ると、1943年には農業部門を工業・交通部門が大きく凌駕している。さらにドイツ人に対する外国人の割合を見ると、工業・交通部門の割合の増加が顕著である。また第6表に、工業部門内の外国人労働者の割合を見ると、1942年以降に原材料部門と金属・機械製造部門でその急増が起こっており、第7表において1939-43年間にドイツで就業した外国人市民労働者と捕虜の数の推移を見ると、同じく1942年以降に前者の激増を確認することができる。以下で取り上げるが、「外国人強制労働者」の中でも、ポーランド人およびソビエト人が著しく大きな割合を占めていた。

戦後、ニュールンベルク裁判において「強制労働」に対する罪が他の戦争犯罪とともに訴追され、ナチスの戦犯に対する有罪判決の一つの理由とされた⁽⁴⁾が、こうした莫大な数の「外国人強制労働者」の動員が、どのような状況下で押し進められたのであろうか。VW社という個別企業によるその動員の史実を検討する前に、ひとまず一般的な状況について見ておくことにする。

第5表 ドイツ産業部門別就業者数 1939—1944年 (単位1,000人：各年5月31日)

産業部門	1939年			1940年			1941年			1942年			1943年			1944年		
	ドイツ人	外国人 ⁽¹⁾		ドイツ人	外国人 ⁽¹⁾		ドイツ人	外国人 ⁽¹⁾		ドイツ人	外国人 ⁽¹⁾		ドイツ人	外国人 ⁽¹⁾		ドイツ人	外国人 ⁽¹⁾	
		人数	(%) ⁽²⁾		人数	(%) ⁽²⁾		人数	(%) ⁽²⁾		人数	(%) ⁽²⁾		人数	(%) ⁽²⁾		人数	(%) ⁽²⁾
1. 農業 ⁽³⁾	11,103	1.1	120	10,006	6.4	9,262	1,459	13.6	9,252	1,978	17.6	9,008	2,293	20.3	8,708	2,478	22.1	
2. 工業・運輸	18,482	0.8	155	15,857	2.5	15,206	1,379	8.3	13,836	1,879	12.0	13,324	3,566	21.1	12,489	4,132	24.9	
(1) 工業	10,836	1.0	110	9,551	2.6	9,200	965	9.5	8,369	1,401	14.3	8,170	2,829	25.7	7,640	3,163	29.3	
(2) 手工業	5,307	0.5	29	4,122	2.6	3,730	310	7.7	3,207	296	8.5	2,957	430	12.7	2,745	537	16.4	
(3) 運輸	2,109	0.7	16	1,982	1.8	2,073	97	4.5	2,064	171	7.7	2,010	289	12.6	1,927	407	17.4	
(4) エネルギー	231	0.4	1	202	1.0	204	7	3.3	195	10	4.9	187	19	9.3	177	26	12.7	
3. 貿易・銀行・保険	4,595	0.2	8	3,719	0.5	3,358	58	1.7	3,124	95	3.0	2,933	148	4.8	2,679	188	6.5	
4. 行政 ⁽⁴⁾	2,670	0.3	7	2,605	0.8	2,626	51	1.9	2,373	48	2.0	2,340	62	2.6	2,228	94	4.1	
5. 軍部 ⁽⁵⁾	689	0.3	2	710	1.5	804	39	4.7	1,184	60	4.8	1,292	120	8.5	1,294	163	11.2	
6. 召使	1,575	0.4	7	1,511	1.0	1,473	33	2.2	1,410	56	3.8	1,370	72	5.0	1,307	72	5.2	
7. 家内工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	279	1	0.4	
総計	39,114	0.8	301	34,409	3.2	32,729	3,020	8.4	31,179	4,115	11.7	30,269	6,260	17.1	28,984	7,126	19.7	

備考
 注記：(1)ドイツ国籍と外国籍のユダヤ人および捕虜を含む，(2)各産業部門別の市民労働力全体に占める外国人の割合，(3)林業と漁業を含む，(4)警察，軍需省，公私サービス，芸術，スポーツを除く，(5)警察と軍需省を含む。なお，表の数値の性格についての詳細は，原典注記を参照されたい。
 資料：The United States Strategic Bombing Survey (USSBS) : The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy, 31.10.1945, in, National Archives and Records Service, Washington 1977, Appendix Table 5, p.206.

第6表 ドイツの工業部門内の外国人市民労働者・捕虜就業人数

(単位：1,000人；1943年を除く各年5月31日)

年次	工業全体		原材料工業		金属加工業		建設資材業		その他の工業	
	(%) ⁽¹⁾	人数	(%) ⁽¹⁾	人数	(%) ⁽¹⁾	人数	(%) ⁽¹⁾	人数	(%) ⁽¹⁾	人数
1940	2.7	263	2.7	56	0.9	34	12.9	135	1.3	37
1941	9.9	957	10.2	227	8.1	323	26.2	273	4.9	135
1942	14.3	1,401	14.7	333	13.0	569	39.1	305	7.2	194
1943 ⁽²⁾	24.7	2,583	26.3	641	27.1	1,300	43.2	293	13.6	348
1944	29.7	3,189	35.0	882	31.3	1,599	49.3	354	14.8	354

備考

注記：(1)各部門とも、労働力総数に占める外国人市民労働者・捕虜就業人数の割合、(2)1943年3月31日の数値。

資料：USSBS： *The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy*, 31. 10. 1945, Appendix Table 10, p.212 から作成。

第7表 ドイツにおける外国人市民労働者・捕虜就業人数

(単位：100万人；各年5月31日)

年次	総数	外国人市民 ^(*)	捕虜
1939	0.30	0.30	—
1940	1.15	0.80	0.35
1941	3.02	1.75	1.27
1942	4.12	2.64	1.47
1943	6.26	4.64	1.62
1944	7.13	5.30	1.83

備考 注記：(*)すべての国籍のユダヤ人を含む。

資料：USSBS： *The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy*, 31. 10. 1945, Table 11, p.34.

(2) 歴史的過程

1) 成立と展開

① 「強制労働」への序奏 (1933-39年)

外国人の「強制連行」・「強制労働」への序奏は第2次世界大戦の開始以降に始まったのではなく、戦争開始の前年、1938年3月のオーストリア併合

によって同地で「労働義務制」(6月)が適用されたことに始まった。それは、約10万人のオーストリア人にドイツでの労働を強いるものであった。それ以降、1939年に入ると、3月にはチェコ占領による約10万人の失業者の徴用が開始されるとともに、「保護領」の労働者の徴用および戦時捕虜・刑務所囚人・強制収容所抑留者の労働力動員を実施するための制度的・組織的準備が進められた。こうして戦争開始前夜には、約65万人もの「外国人労働者」がドイツで就業することになった。

② 第2次世界大戦開始と「電撃戦」構想下の外国人強制労働(1939-41年)

戦争開始から1941年前半までは、ヒトラーの「電撃戦」構想下での戦争経済の拡大と徴兵による労働力不足を背景に、それを埋め合わせるために、ポーランド人市民労働者・捕虜や「西方」市民労働者・捕虜(フランス人、イギリス人、オランダ人、ベルギー人等)が外国人労働力として動員された。ここでは、1941年10月末以降にソビエト人捕虜が動員されることになるまでの時期が問題である。

a. ポーランド人市民・捕虜の「強制労働」動員

1939年9月1日、ドイツ軍のポーランド侵攻により、ヨーロッパで第2次世界大戦が開始された。ドイツ軍のポーランド占領地でも「労働義務制」が導入され、1940年4月以降に「強制連行」が始まるまでは、形式的に「自由意志」による、しかし実質的には強制的労働力「募集」にもとづいて、莫大な数のポーランド人が労働力としてドイツに送られた。^(*)戦争開始時から1940年末までに、主として、著しい労働力不足に陥っていたドイツ農業分野にポーランド全体から約47万人の人々が動員された。1940年5月にポーランド人捕虜の大部分が「市民労働者」として扱われることになったことも加わって、その後1941年4月にはポーランド人市民労働者は83万7,000人に増加した。そのうち73%は農業に投入された。⁽⁵⁾

軍の監視下に置かれていた「捕虜」はドイツの労働力不足を補う労働力と

第8表 ドイツにおける外国人労働者(捕虜を含む)の雇用数
(単位:1,000人)

国籍(市民・捕虜)	1941年9月25日		1942年11月20日	
	人数	(%)	人数	(%)
ベルギー人	121	3.6	130	2.7
フランス人捕虜	952	28.2	931	19.0
フランス人市民	49	1.5	134	2.7
イタリア人	271	8.0	198	4.0
ユーゴスラビア人	108	3.2	117	2.4
オランダ人	92	2.7	153	3.1
ポーランド人	1,025	30.4	1,315	26.8
ソビエト人市民・捕虜	257	7.6	1,612	32.9
チェコ人	158	4.7	193	3.9
その他	343	10.1	118	2.5
総数(*)	3,506 (3,376)	100	4,665 (4,901)	100

備考

注記：(*)括弧内は国籍別の外国人市民・捕虜人数の合計(古川)である。

下記文献では、両年とも総数が積算値と一致しない。百分比は、括弧内積算値に基づいて筆者が計算した。

資料：Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter*. Verlag J.H.W. Dietz Nachf, 1985, S.181, Tab.17(Quelle, berechnet nach, *Der Arbeitseinsatz im Großdeutschen Reich*, Jgge. 1941 u.1942)に基づいて作成。

して、とくに農業部門に迅速に送りこまれたものであった。1940年4月時点で約29万人のポーランド人捕虜がドイツで労働を強要され、そのうちの93.3%が農業部門に投入されていた。工業への「捕虜」の投入は戦中期前半においては例外的であった。1940年5月、「捕虜」の大部分はその身分を解消されて「市民労働者」として扱われることになり、国防軍の監視下から離れて警察の監視下に置かれた。こうしてこの時期には、第8表が示すように、1941年9月にドイツで就労する外国人労働者(捕虜を含む)の内にポーランド人労働者が約30%、さらに1942年11月には約27%もの比率を占めた。

(*) ドイツに占領されたポーランドの国土は、ドイツ領土に編入されたポーランド西部地域(ドイツ側から見た「東部編入地域」eingegliederte Ostgebiete)と、占領

軍行政府の管理下におかれたポーランド東部地域（「総督領」 Generalgouvernement）との2つに区分された。そして両地域の住民に対して労働局によって「労働義務制」が導入された。「総督領」内でポーランド行政機関としてその活動が許可されたのは、ドイツ警察の補助機関と位置付けられたポーランド警察と農村部行政機関のみであった。これ以外の機関はすべてドイツ占領軍行政府の直接管理下に置かれた。「総督領」内でのポーランド人の政治、文化、文教活動はすべて禁止され、住民には生存ぎりぎりの食糧配給券が支給された。また「総督領」はドイツ国内への食糧と労働力の供給地域とされ、食糧の強制供出と市民の強制労働が組織的に押し進められた。ポーランド人は占領政策に抗して抵抗運動を開始し、それに対してドイツ側はとくにゲシュタポによるテロと拷問、さらにアウシュヴィッツ、マイダネック、トレ布林カなどの「強制収容所」への抑留といった、「弾圧・人間狩り政策」を取った。こうしてポーランド国内での食糧事情の深刻化の中で農村での農畜産物の無慈悲な徴発が実施されるとともに、ドイツ国内での徴兵による労働力不足を補うためにポーランド国内で「市民の徴用」（建前では「自由意思による労働奉仕」）や「人間狩り」が行われ、ドイツ国内へ移送された人々は「強制労働」に投入されていたのである。⁽⁶⁾

b. 西欧諸国市民の「強制労働」動員

西欧諸国からドイツに労働力動員された外国人市民労働者・捕虜の莫大な数もまた、見落とされてはならない。前掲第8表は、それをよく示している。

戦争開始直前までは、政治的友好諸国、たとえば、イタリアにおいて国家間協定に基づく労働力募集が実施され、この形で相当の数に上る労働力の調達が行なわれた。⁽⁷⁾

その後、戦中期に入ると東欧諸国からだけでなく、西欧諸国からの外国人市民・捕虜の強制連行・強制労働も拡大していった。1940年5月の西部戦線の展開により、同年10月には、ドイツで労働を強要されたイギリス人・フランス人捕虜が120万人を数え、軍需経済における労働力需要の増加にも拘らず、その半数以上が農業に投入された。これは、治安上の懸念や「人種論的」イデオロギーに因るところが大きく、また工業労働力の不足を「電撃戦」構想下での一時的な現象とみなしてその早晩の解消を楽観した政治的見通しを反映するものであったといわれる。1941年4月には「捕虜」の就業総数が約135万人に上り、そのうち88.5%がフランス人であった。前掲第8表もまた、フランス人捕虜の大規模な労働力動員を顕示している。⁽⁸⁾

c. ソビエト人の「強制労働」

1941年6月22日のドイツ軍のソ連侵攻の後、同年10月31日、ヒトラーはソビエト人捕虜のドイツでの労働力動員を決定した。もともとナチス・ドイツの「生存圏の獲得」構想や対ソ連戦略構想においては、ソビエト人をポーランド人よりさらに「低劣な人種」と位置付けるナチスの「人種論的」イデオロギーにより、ソビエト人捕虜の労働力動員は予定されていなかった。その後の政策転換は、対ソ連戦の苦戦・戦況長期化と、それに伴う「電撃戦」戦略の挫折を契機としていた。期待された兵力削減による軍需工業への労働力帰還の困難と、ドイツ戦争経済の維持のための労働力不足の緊急緩和の不可避性という事態との、板挟みに陥ったナチス・ドイツは、こうしてソビエト人捕虜の大規模な労働力動員を開始することになった。この場合、1941年春までは対ソ戦略においてソビエト人の生命の無視を正当化するナチスの行動原理となっていた「人種論的」イデオロギーは、それ以降決して後退したわけではなく、ソビエト人強制労働者に対するドイツ側の国家・企業・個人各レベルでの取り扱いにおいて貫徹し、ドイツでのかれら個々人の生活と生命に苛酷な結果をもたらした。たとえば、U. Herbertの研究（前掲第8表参照）によれば、1941年10月末のヒトラー決定以降、いかに大規模にソビエト人労働力が動員されていったかが判然とする。また1941年の335万人のソビエト人捕虜の内、140万人（約42%）が1941年12月初めまでに死亡し、このソビエト人捕虜全体の内の60%は1942年2月までに死亡したといわれる。⁽⁹⁾つまり、この時点での生存者は約134万人ということになる。しかしながら、ソビエト人労働力（市民・捕虜）の動員のこの段階は、まだその序幕であった。

③ ドイツ戦争経済の再編成と「外国人強制労働」の拡大（1942年以降）

この問題は、ドイツ労働市場のどのような状況下でVW社が「外国人強制労働者」の大量動員を決定したのか、ということを理解するのに役立つであろう。

第9表 1942年にドイツに連行された外国人強制労働者

(単位：1,000名)

年 月	A 連 行 さ れ た 外国人強制労働者	B そ の う ち ソ連人強制労働者	C B の う ち ソ連人戦時捕虜
1942年 1月～3月	400	約 180(約45%)	138
4月	286	174(約61%)	43
5月	447	344(約77%)	54
6月	437	371(約85%)	38
7月	469	412(約89%)	86
4月～7月小計	1,639	1,301(約79%)	221
8月～12月	1,260	571(約45%)	235
総 計	3,899	約2,050(約62%)	594

備考

資料：矢野久稿「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/1942年を中心に—」，井上・木畑・芝・永岑・矢野共著『1939 ドイツ第3帝国と第2次世界大戦』，203頁から転載（原資料：Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Band II, Berlin 1969（本稿では1984年版参照），S. 207, 209から矢野氏が作成。）

1941年12月後半以降，ナチス・ドイツは対ソ連侵攻における「電撃戦」の失敗によって，戦況を優勢に転じるために包括的な徴兵の実施と戦争経済の改編の必要に迫られ，それゆえに軍事兵力の補充・増強要請，⁽¹⁰⁾軍需生産拡大の急務化および工業労働力不足の深刻化といった諸問題の解決に緊急に取り組みざるを得なくなっていった。そうしたなかで，1942年に入るとドイツ戦争経済の再編成と労働行政の改編が行われ，それ以降，「捕虜」だけでなく，ドイツ占領諸国における一般市民の種々の暴力的な強制的連行が大規模に実行されていった。これは「ザウケル作戦」Sauckel-Aktionenと呼ばれた。とくにドイツ軍占領下の東ヨーロッパ地域の市民，なかでもソビエト人市民に対する「強制連行」はその規模と惨劇において際立った。D. Eichholtzの研究（第9表参照）からは，1942年にソビエト人労働者が大量動員されたことを確認することができる。かれらは，「東方労働者」Ostarbeiterと呼ばれ，胸に「東方」Ostというマークの取り付けを強制された。^(*)東方占領地からの市民の強制連行と強制労働が残忍性を強めるとともに，ドイツ

占領軍に対する抵抗運動も高まっていった。⁽¹¹⁾

(*)「外国人市民労働者」の徴用は、「捕虜」や「強制収容所抑留者」とは、その形式を異にしていた。「外国人市民」の労働力動員においては、形式上、あくまでも「契約に規定された雇用関係 Arbeitsverhältnis という擬制 Fiktion」が堅持された。しかし、その実態は強制的動員であった。その上、人種理論の影響を受けて人種序列に応じた露骨な差別的取り扱いが実行され、国籍・人種の違いによる労働・生活条件の著しい差別が当然のことと強制された。とりわけドイツ軍が侵攻占領したソビエト連邦領のウクライナ地域や「白系ルテニア」地域等からドイツに強制的に移送された人々は序列の底辺に位置付けられ、胸に「東」 („Ost“) という文字の刻まれたマークを付けなければならなかった。また「捕虜」は国際法に反して、軍事的服従関係により軍需生産に投入されたのであって、有刺鉄線と武力をもって監視され、規律を犯した場合、あるいは脱走未遂には、事情によっては虐待ないし射殺をもって応えられた。「強制収容所抑留者」に至っては、人間的取り扱いへの微かな期待すら望めなかった。⁽¹²⁾そしてVW社の労働力調達の場合も、こうした外国人労働力の強制的な調達諸形態に無縁ではなかった。戦時の「強制労働」の行き着く先は、名を奪われた人間の死であった。人間の大量殺戮の恐ろしさは、ひとりひとりの死がないということである。因に、「アウシュヴィッツ強制収容所」だけで約400万人という、想像しがたいほどの人間が消滅したといわれる。⁽¹³⁾戦中期のドイツ政治・経済史についての研究において大量殺戮の史実が除外されるべきでないことはいうまでもないが、また同時に「ひとりひとりの死」を招いた個々の企業における経営行為についての歴史的研究がないがしろにされてはならないであろう。

2) ドイツ労働市場と「強制労働」

第2次世界大戦前のナチス・ドイツ経済における外国人労働力の利用の背景には、ドイツにおける就業構造の変化や国防軍による未曾有の兵力動員などに伴うドイツ労働市場の狭隘化現象があった。とくに農業分野における労働力不足が顕著で、東欧諸国から多量の労働者が合法・非合法に流入したが、労働力需要を充足するものではなかった。戦争直前には、徴兵と約40万人の西部要塞建設への労働義務が労働市場をさらに狭隘化させ、農業と鉱業の分野で労働力不足を深刻化させた。国防軍は戦争勃発時には420万人の兵力を擁するにいたっていたが、それ以降も徴兵が行われた。1939年5月末から1940年5月末までの1年間に約430万人の男子が徴兵された。そのうち工業からはその就業者数の10%に相当する100万人の労働者が召集されたが、労

働力不足に陥っていた職種領域からも召集が行われたので、徴兵は労働市場に少なからぬ影響を及ぼすことになった。またドイツ人労働義務制もナチス政府の思惑通りには効を奏さなかった。こうした状況のもとで、ナチス・ドイツは1939年9月の国防軍のポーランド侵攻に伴ってポーランド人市民・捕虜労働力の大規模な調達を開始し、さらに1940年5月の西部戦線の展開により西欧諸国の市民・捕虜労働力の調達を押し進めた。しかし、外国人労働力は戦争経済で求められる工業熟練労働力ではなく、圧倒的に農業労働力であった。ナチス・ドイツはその戦略構想において、国防軍の「電撃戦」戦略の成功による兵力削減と熟練労働者の職場復帰を予定していたが、この構想は1941年6月からのソ連侵攻以降における対ソ戦の戦況悪化に伴って、期待に反して挫折し、かくして国防軍の兵力増強が必要となり、労働力の確保が重大な問題となっていった。その後1940年5月から41年5月の1年間にドイツ人労働力が168万5,000人の減少を示したのに対して、同年9月時点で260万人の求人があったといわれる。⁽¹⁴⁾そうしたなかで、問題解決にドイツが選択した道は、当初には人種論的・政治的理由から否定的であったソビエト人捕虜の労働力の利用であった。

3) 「人種論的」イデオロギー

VW社での強制労働者の労働・生活条件を取り上げる場合に、この政治的問題は、ナチスの「人種論的」イデオロギーにもとづいて、国籍・人種・宗教などにより、強制労働者に対する取り扱いの差別が行われたという意味で、重要である。とくに外国人労働者の強制労働への動員においては、一方では、既述の通り、労働力不足の状況に喘ぐドイツ戦争経済体制を外国人労働力の強制動員によって維持するという経済的観点が働いていたが、他方では、「人種論」イデオロギー的観点が強制動員を押し進めるナチ国家機関の行動原則となっていた。

ナチの「人種論的」イデオロギーに則るドイツ国家の人種差別政策は、600万人もの犠牲者を生み出したといわれる「ユダヤ人問題の最終解決」や、

「安楽死」Euthanasie 計画へと行き着くことになったが、それが立脚したこの世界観は、1942年以降、戦争経済的観点から強行された外国人労働者の大規模な強制動員でも放棄されることはなかった。かれらに対する人種差別的階層序列の底辺には「東方労働者」Ostarbeiter が位置付けられ、さらに最底辺には「ユダヤ人労働者が奴隷的賃労働者としての生存すら否定されて組織的殲滅の対象とされた」⁽¹⁵⁾ またポーランド人労働者は劣等人種と規定され、将来的にはドイツ民族の奴隷的存在として生存すべきものとされた。生活面での行動の自由の制限（「ポーランド人マーク」の取り付け・ドイツの飲食店利用の禁止・夜間外出の禁止・公共交通手段利用の禁止など）や、労働面での統制（作業態度の悪い者や悪業者の「ゲシュタポ」への引渡し・強制収容所拘置など）による監視と抑圧のもとで、厳しい労働・生活諸条件を強いられた。こうして「東方労働者」やポーランド人労働者は、西欧諸国から強制連行された外国人労働者とは差別された待遇のもとで、強制労働生活に耐えなければならなかった。⁽¹⁶⁾

(3) 「強制労働」とナチ党・国家諸機関

さて、VW社が大量の「外国人強制労働者」を、どこから、どのような形で調達したのか、といった問題を明らかにするためには、「外国人強制労働者」の強制連行・強制労働に係わったナチ党機関やナチ国家諸機関について把握しておく必要がある。

1942年初頭に始まるナチ国家の労働行政の改編は、中央国家権力レベルでも、また地域下部機関レベルでも、労働統制機構に根本的な変化をもたらすことになった。中央レベルでは、次の3つの機関に労働統制の最高権限が集中された。すなわち、(1)「労働動員総監」Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz（総監ザウケル Fritz Sauckel）、(2)「軍需省」Reichsministerium für Rüstung und Kriegsproduktion（大臣シュペーア Albert Speer）(3)「ドイツ労働戦線」（総帥ライ Robert Ley）⁽¹⁷⁾ これらの機関の性格について、少し詳しく見ておこう。というのは、後段において、VW社における外国人

市民・捕虜労働力の調達の問題を取り上げるときに、これらの機関の役割が問題となるからである。

1942年3月28日、ヒトラーは「労働動員総監」にテューリンゲン大管区指導者 Gauleiter von Thüringen のザウケルを任命し、彼に、軍需相シュペーアの願意に反して、ナチ政府閣僚の権限を超越しうる労働統制権限を与えた。⁽¹⁸⁾これによって「労働動員総監」ザウケルは、ライヒ労働相に服すことなく労働省の第3主局（賃金・労働条件）と第5主局（労働動員）ならびに、それらの下部機関を管轄下に置き、さらに地方労働局 Landesarbeitsämter と「労働管理官」Treuhand der Arbeit の上に君臨することで、ドイツ人労働者および外国人労働者の労働動員を統轄することになった。それに伴って、労働省は形骸化していった。とくに外国人労働者の監督・管理に関する権限を掌握することになった「労働動員総監」ザウケル⁽¹⁹⁾は、全占領地に代理機関を置き、大量の現地市民のドイツへの強制的な組織的移送を開始した。⁽²⁰⁾1942年4月以降、ドイツ占領地での外国人市民労働者・捕虜の調達とドイツへのその移送は、ザウケルの統轄下で実行されていった。

ザウケルが労働動員統制に対する特別の全権を得て以降、外国人労働力の調達が急速に暴力的な諸形態を取って急増していった。一時、「労働動員総監」管下でも占領地で労働力募集が試みられたが、これはすぐに行き詰まり、そこで直ちにそれに替えて種々の強制諸形態（「届出義務」、失業手当や食料配給券の取り消しなどの「社会的脅迫」、一定年限の「就労義務」、⁽²¹⁾「逮捕」などから、村落全体の大規模な「国外退去」にまで及んだ）が採用されることになった。それは、とくに占領されたポーランド領とソビエト連邦領において際立った。1944年8月までに外国人民間労働者約570万人、捕虜190万人、それに加えて莫大な数に上る強制収容所抑留者がドイツの戦争経済に動員されていった。捕虜は既存国際法の取り決めに反して、大部分が軍需工業に投入された。⁽²¹⁾

次に、「軍需省」は軍需生産に対する統制権限を掌握するとともに、労働行政に対する同省の権限の拡大によって労働動員行政に強い影響力を及ぼす

ことになった。とくに1942年2月8日、軍需相トットの死によりシュペーアが同相の職に就任して以降、同省は軍需企業のための労働動員に決定的な指導・統制権限を及ぼすことになった。1943年6月、同省は「全国労働動員技官」Reichsarbeitsersatz-Ingenieurを任命し、その下部に「地域労働動員技官」を、さらにその下部に「労働動員技官」を設け、300人以上の労働者を雇用する工場に「労働動員技官」1人（当該工場従業員）の指定を強制し、小規模工場は「移動技官」の監督下に置くものとして、労働力需要面を統轄した。⁽²²⁾つまり、「労働動員総監」ザウケルは労働力供給面を統轄し、前者の要請に応じたことを意味した。しかし、不明確な権限区分は後に両者の対立を表面化させることにもなった。⁽²³⁾

最後に、ナチ党の付属団体であった「ドイツ労働戦線」はナチスの「民族共同体」イデオロギーにもとづく「産業平和」の確保というその任務の達成のためにイデオロギー教育のみの権限を与えられていたが、それを基礎に全ドイツ勤労者の生活領域に深く関与し、ドイツ民衆を統轄する役割を担った。国家機関ではないこの団体に行政上の命令権や執行権はなかったが、その組織と活動を通じて国家機関の任務領域に侵入した。労働統制面では、この団体の役割の一部分を上げておくと、たとえば企業の各事業所 Betriebe にその組織の末端として同団体とナチ党を代表する「職場代表」Betriebsobmannを置いて職場労使関係に影響力を確保し、さらに「経営指導者の諮問機関」の性格をもった「信任評議会」Vertrauensräteで発言力をもち、また「法律相談局」を設けて労使間で起こる個人的争議に関与し、「労働裁判所」への労働者の訴訟行為を抑圧した。その他に、2万個所に及んだといわれるナチス・ドイツの外国人労働者の収容所は、主として「ドイツ労働戦線」によって管轄された。⁽²⁴⁾

さて、本稿で問題になる個別企業レベルでの「外国人強制労働者」の調達に係わる地域労働行政に触れておくと、VW社が創設された1938年秋当時、一般に企業は外国人市民労働力の調達のためには、労働省の下部機関である所轄の「地域職業紹介所」lokale Arbeitsämterにその割り当てを請求し、

それに応じて「地域職業紹介所」が当該企業に対して外国人労働力の配分を決定していた。しかし1942年以降、中央労働行政の改革に伴って、労働動員に対する国家中央統制の非合目的な実情への認識から、労働動員の執行権限が地域に分権化されることになった。その結果、外国人労働力の割り当てを求める企業は、その要求を「地域職業紹介所」に出し、これを受けて「地域職業紹介所」ならびに軍需省と「労働動員総監」の各地域出先機関が企業側の要求を合議・決定することになり、こうした手続きを経て占領諸国から強制連行された外国人市民や、「兵士収容所」Mannschaftsstelllager ないし「将校収容所」Offizierslager に抑留された「捕虜」が、労働力として割り当てられたようである。⁽²⁵⁾ その際に、軍需生産が優先的に考慮され、軍需品製造の緊急性に応じて労働力の割り当てが決定されたことは言うまでもない。⁽²⁶⁾ なお、軍需企業による「強制収容所抑留者」の労働力調達については、後段で取り扱う。

VW社による外国人労働力の調達の場合も、同社を管轄区域にした地域労働行政機関、すなわち軍需省の軍需検査機関の管下に属すリューネブルク軍需統制部 Rüstungskommando Lüneburg、ブラウンシュヴァイク軍需統制部、ニーダーザクセン州職業紹介所 Landesarbeitsamt Niedersachsen などの機関が関係していた。⁽²⁷⁾

2. 導入過程

(1) 導入事情

1) 外国人市民・捕虜

さて、VW社では、すでにその工場の建設時に労働力調達に困難を見い出していたが、戦争勃発後は工場内のドイツ人労働者が国防軍に不断に徴兵され、あるいは他の企業に徴用されていったために、労働力不足が切実な問題になっていったようである。また軍需品生産を優先した国家的な労働力・原

材料配分の統制に起因した原材料の入手難により、同社は本来の民需製品生産の中断を余儀なくされていった。こうした事態は、会社の経営執行部をして、労働力と原材料の国家的割り当て（労働省および労働管理諸機関による操作・統制）を優先的に受けるために、拙稿⁽²⁸⁾で見たような、自動車製造設備を活用した航空機の製造やその修理といった、自動車以外の軍需製品の製造を拡大・増加させていくことになり、またそれに伴って、そうした製造に携わるドイツ人熟練労働者の不足を引き起こすことにもなったのである。そこで、会社は経営の「自己防衛」に出ることになった。こうしてVW社においても、他の企業の場合と同様に、ドイツ人基幹労働者の不足を補うために、外国人労働者の導入が始まった。⁽²⁹⁾

すでに1938年にイタリア人建設労働者約3,000人が調達され、工場・都市建設労働に従事させられた。その後、労働力として1940年以降、ポーランド人市民労働者約1,500人、1941年以降、ソビエト人捕虜約850人、1942年にはフランス人捕虜800人、1943年にはイタリア人の「軍人抑留者」約1,000人が調達された。さらに注目すべきことに、1942年にソビエト連邦から、ロシア人・ウクライナ人・その他の市民労働者から成る、4,000から5,000人に上る「東方労働者」の流入が始まった。これらの人々は、VW社に投入された「外国人労働者」の主力を占めた。また1943年には、フランス人の市民労働者約1,500人が、そして約300人のイギリス人と約200人のオランダ人の市民労働者が調達された。⁽³⁰⁾

VW社の工場労働力数の推移は、すでに前掲第2表と第3表で示した通り、1939年に最初に雇用が開始されて以降、労働力総数において、同年の2,732人から1944年の1万7,365人へと、戦中期に6倍もの増加を示した。この間に、労働力の構成は人種や国籍において著しく変容した。VW社のファレーズレーベン本工場に投入された「外国人強制労働者」の数は、同社の労働者総数に占めるその比率においても、また事務職員を含めた労働者総数に占めるその比率においても、とりわけ1941年以降、急増を示している。とくに1942年12月以降、それまで労働者総数の過半数を占めていたドイツ人の比

率が、外国人のそれと逆転している。これは、VW社のこの労働力構成の推移からも明らかであるように、戦中期もその末期に近づくほど、ドイツ人労働者の徴兵による雇用減少ないし停滞とは逆に、労働力の不足を補う形で、莫大な数の「外国人強制労働者」が工場労働力として生産過程に投入されていったためであった。そのうえに注目すべきことは、ドイツ人労働者総数の内の約12%は、1943年から1945年にかけて投入された、いわゆる「ザウケルの婦人たち」Sauckel-Frauenと呼ばれたドイツ人女性労働者であった。こうした女性労働者は「労働動員総監」ザウケルの機関によって徴集され、政府の政策に応じて種々の軍需企業に動員されたものである。⁽³¹⁾さらに、ロシア人市民労働者の比率は、ドイツ人労働者総数に対するドイツ人熟練労働者の比率とほぼ同じであって、こうしたロシア人労働者のおよそ3分の1は、仕事を教え込む段階をへて、熟練労働者として格付けされたといわれる。Siegfriedの研究によれば、軍需品製造の一定の緊急性に応じて相応の労働力と資材の割り当てが行われたため、「外国人強制労働者」および「捕虜」の優先的な割り当てを受けるために、資材の割り当てとともに、企業は勢い緊急性度合いの高い軍需発注を獲得しようとした。VW社はその経営を維持・存続させるために軍需品の製造を増やすことで戦争経済の機構に深く加担し、かくして莫大な数の「外国人強制労働者」を生産過程に投入することとなった。⁽³²⁾なお、こうした「外国人強制労働者」・「捕虜」の調達は、VW社に限られた特殊な出来事であったわけではなかった。多くのドイツ企業が外国人や「捕虜」を労働力として調達した。⁽³³⁾VW社の事業内容もまた、当初に目標とされていた民需製品たる「国民車」の製造に替えて、軍用自動車をはじめ種々の軍需品を製造するものとなった。

2) 「強制収容所抑留者」

① 「強制収容所」と強制労働

VW社での「強制労働」に従事させられた人々には、外国人市民や捕虜だけでなく、さらに「強制収容所抑留者」がいた。「強制収容所」⁽³⁴⁾は、1939

年に打ち出された「4ケ年計画」までは、ナチ・レジーム下での国家権力の全面的な掌握の過程で、政敵のドイツ社会民主党員やドイツ共産党員を弾圧・排撃し、孤立化されるといった政治的目的に貢献したが、「4ケ年計画」による戦争準備の過程での大衆動員とともに、「強制収容所」の政治的機能は変容することになった。レジームにとって、社会民主党員や共産党員はもはや危険な存在ではなくなって大部分が放免されていった。それに代わって、国家による全面的掌握から免れていた、またそれゆえに経済的にも政治的にも利用できないとみなされていた「犯罪常習者」・「労働怠惰者」・「浮浪者」・兵役拒否の聖書研究者 Bibelforscher,⁽³⁵⁾ さらに国粹主義的戦争宣伝のために政治の犠牲となったユダヤ人・ジプシー・同性愛者がゲシュタポの残虐な手にかかった。

とくに戦争開始とともに、「強制収容所抑留者」の軍需生産への投入が目立つようになっていくが、労働者、なかでも、熟練労働者の国防軍への徴兵増大による労働力不足が軍需生産を妨げるようになる1942年春以降、抑留者の動員が顕著になっていった。⁽³⁶⁾しかし、軍需工業への抑留者の投入は、「外国人強制労働者」や「捕虜」の場合とは違った、特異な経過を辿って進行した。権限を相争う2人のナチ権力者が抑留者を軍需工業労働力として活用しようとした。一人は「親衛隊全国指導者」のヒムラー Heinrich Himmler, Reichsführer der Schutzstaffel (SS)であった。いま一人は、軍需相シュペーア Speerであった。両者は抑留者を軍需経済に動員すべきであるとする点では意見の一致を見たといわれるが、採用されるべき投入形態について対立した。ヒムラーは「強制収容所」の政治的機能だけでなく経済的機能をも重視し、「収容所」に軍需生産を移すか、あるいは親衛隊独自の経営を新設することに骨を折ったのに対して、シュペーアはできる限り軍需諸当局の統制下で抑留者を諸企業に動員することに努めた。そうした両者の対立は抑留者の投入形態を変転させたが、VW社の場合も、その影響を受けた。⁽³⁷⁾その変転で最大の被害を被ったのは、いうまでもなく抑留者であった。⁽³⁸⁾

企業が抑留者を労働力として調達するためには「親衛隊経済行政本部」

Wirtschafts-Verwaltungshauptamt der Schutzstaffel (SS-WVHA)」に申請を出し、それにもとづいて同本部が申請工場に近い収容所の「労働動員指導者」Arbeitseinsatzführerを通じて現地事情を検討し、申請が認められたならば、工場のエンジニアが収容所に出向いて自ら適当な抑留者を選択することになった。企業は抑留者の調達の見返りに同本部に一定の金額（抑留者の中から調達された補助労働者には1人につき4マルク、熟練労働者には6～8マルク）を支払い、さらに収容施設を手配しなければならなかったが、これが可能でなかった場合には、基幹収容所からバラック建築に、抑留者から成る予備別動隊が送られた。⁽³⁹⁾

② VW社による「抑留者」の調達

VW社は「強制収容所抑留者」の調達を、2度、実施した。一度目は、1942年1月から同年9月にかけて、軽金属用鑄造工場の建設のために建設労働力として抑留者を調達した。二度目は、ドイツの敗戦色が深まっていた1944年以降、爆撃被害からの復旧作業や軍需品製造に「抑留者」を動員した。

a. 第1回目（1942年1月—1942年9月）

1942年まで、VW社は軍用「キューベル車」のエンジン用の鑄造品を別の会社から購入していたが、この会社が航空機製造に動員されるようになって同社の製造に支障を来すこととなった。鑄造工場の建設自体は1939年6月12日以来計画・着工され、戦争突入による一時的中断の後に1940年8月に再開されたが、41年冬には再び中断された。同社もまた国家の軍需経済統制下におかれ、生産目的や資材・労働力割当請求について軍需省の検査を受けねばならなかった。そこで、最高経営責任者ポルシェは、軍需省による原材料統制を回避して工場建設を進めうる方向に目を向け、親衛隊最高指導者ヒムラーに接近した。ヒムラーが1936年にドイツ警察庁長官に就任するまでは、親衛隊はナチ党組織に属す機関として、一種の警察機能を遂行していた。ヒムラーは、1943年8月には内務大臣兼全国行政総監に就任することによって、

ナチ党機構の支配だけでなく、ドイツ固有領・併合領の全文官政治機構を掌握し、さらに内政上の至上権力者の地位に昇って軍需経済の領域にも介入していった。⁽⁴⁰⁾ ポルシェがヒムラーに接近した頃、親衛隊は東部占領地での大規模建設計画を構想していて、「強制収容所抑留者」を動員した「親衛隊建設旅団」SS-Baubrigade⁽⁴¹⁾を編成する考えであったといわれる。

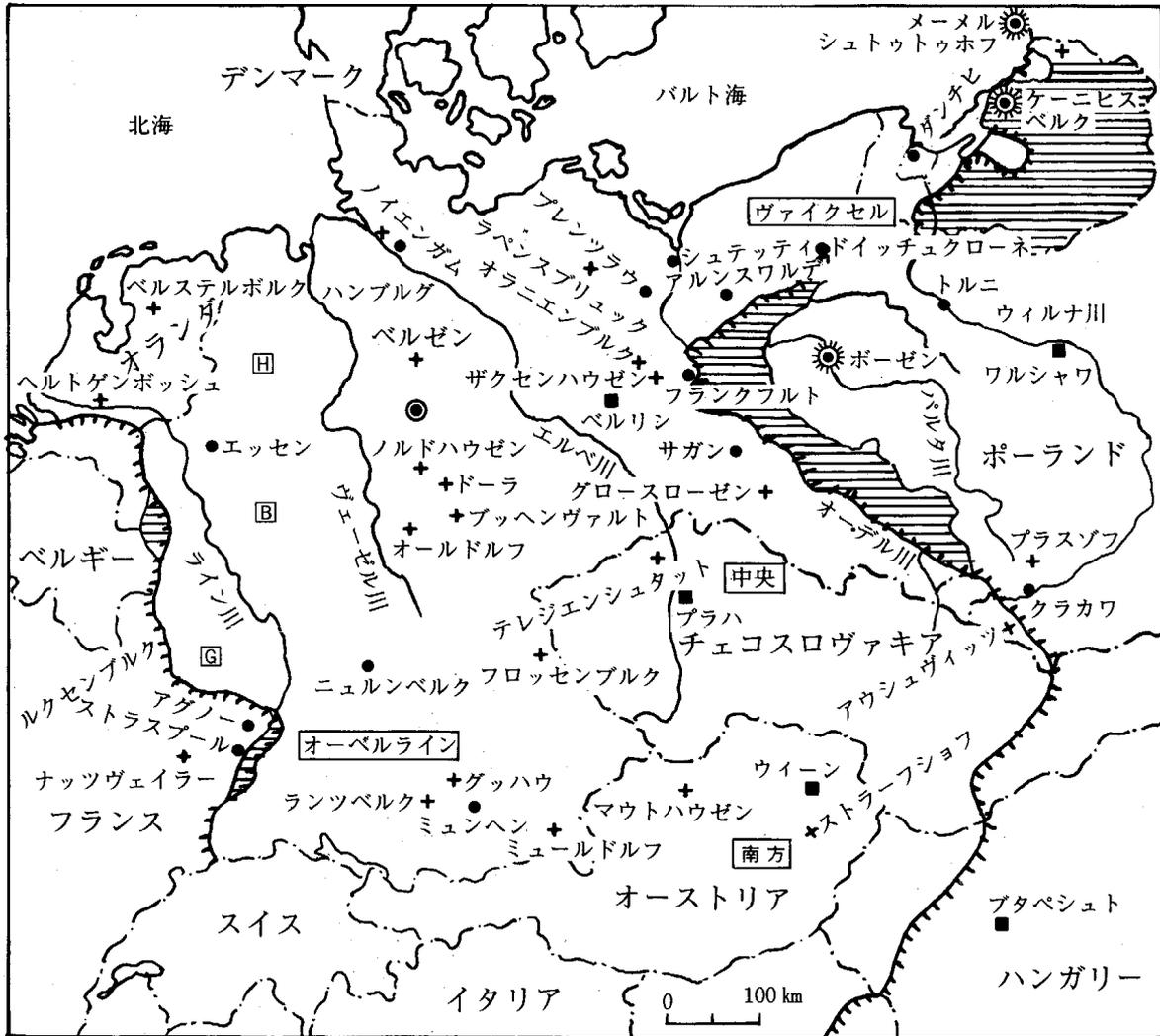
この構想にもとづいて、VW社の鑄造工場の建設と現地の「強制収容所—『勤労村』」KZ-„Arbeitsdorf“の建設のために、2つの「強制収容所」（ノイエングアム収容所 KZ-Neuengamme およびザクセンハウゼン収容所 KZ-Sachsenhausen：第2図参照のこと）の抑留者の中から、4つの「建設中隊」で構成される「親衛隊建設大隊」が編成された。「大隊」の管理には、「ノイエングアム収容所」の所長・親衛隊本隊指導者 SS-Hauptsturmführer, M. ヴァイス (Martin Weiß) という人物が派遣された。

しかし「軽金属鑄造工場」を建設するプロジェクトは、シュペーアとヒムラーの所轄権限争いによって、ポルシェの思惑通りには進まなかった。軍需相シュペーアが親衛隊の影響力の拡大を危惧してプロジェクトに割って入り、ヒトラーにかれの抗議を容れさせて、鑄造工場建設についての再考の権限を得ることになった。その結果、1942年9月にシュペーアは建設中止を決定してしまい、建設労働に投入された「強制収容所抑留者」は不要となり、1942年秋には引き上げられたもののようである。また「勤労村」の親衛隊本部指導者ヴァイスは1942年9月にダッハウ収容所に転任した。⁽⁴²⁾

b. 第2回目 (1944年以降)

その後、2度目の「強制収容所抑留者」の動員が行なわれたのは、たいていの軍需企業が爆撃被害により復旧作業を必要とするようになった1944年のことであった。この頃は、もはや軍需省は緊急に必要な労働力を動員できなかったもので、「強制収容所抑留者」が投入されることになった。VW社の場合も、同様の事情によって「強制収容所」の「付属収容所」Außenlagerが設立されることになり、また既存の「ラークベルク宿舎」Laagberglagerに

第2図 ドイツ軍の敗退と強制収容所 (1945年1月)



備考 注記： ドイツ軍最前線 強制収容所 連合軍に占領されたドイツ領土 ドイツ軍集団

●Volkswagenwerk Wolfsburg 本工場

- | | |
|-----------------|----------------|
| 〈H〉軍集団：ホフマン | 〈南方〉軍集団：ヴェーラー |
| 〈B〉軍集団：クレープス | 〈中央〉軍集団：シュルナー |
| 〈G〉軍集団：ヴェンツェル | 〈ヴァイクセル〉軍集団 |
| 〈オーバーライン〉軍集団 | ：ヒムラーSS国家長官 |
| ：ヒムラーSS国家長官 | (45.1.24~3.20) |
| (44.12.2~45.1中) | |

資料：Heinz Höhne; *Der Orden unter dem Totenkopf. Die Geschichte der SS.* 1969, 森亮一訳『髑髏の結社SSの歴史』, フジ出版社, 1981年, 図7に基づいて作成。

は、1944年4月、「ノイエングーメ強制収容所」から送られた抑留者が収容された。抑留者の調達のために、「強制収容所」と企業との間で何らかの契約が結ばれたにちがいないということは想像できることである。戦後、ニュールンベルク裁判で元親衛隊上級指導者 K. ゾマー Karl Sommer は、ポルシェおよびVW社人事部長ティロルト Personalchef, Dr. Tyrolt (ポルシェの娘婿ピーチの遠縁) が親衛隊経済行政本部 (作業集団D) の指導者マウラー Maurer, SS-Standartenführer im SS-WVHA (Arbeitsgruppe D)⁽⁴³⁾ と抑留者の割り当てについて交渉したと証言している。たとえば、「付属収容所」の設立に関して、「ノイエングーメ収容所」と「帝国企業ヘルマン・ゲールンク」との間のそうした契約では、企業は収容所側に熟練労働者一人については6マルク、補助労働者一人については4マルクを支払い、「付属収容所」の監視は親衛隊が行い、医療は「ノイエングーメ収容所」の医師がこれに当たる。企業側はバラックの建築・維持、抑留者の衣類提供・洗濯、薬・包帯材料の提供を負担する。親衛隊監視部隊と抑留者の食料は「ノイエングーメ収容所」ないし「ドリュッテ強制労働者収容所」Arbeitslager Drütte が手配するとされた。VW社の場合も、類似の契約が締結されたことは想像に難くないことである。⁽⁴⁴⁾ さらにVW社では、1944年11月以降、男性抑留者とならんで、女性抑留者約650人を含む「労働部隊」Arbeitskommando が投入された。この女性抑留者は、工場内の第1ホールの地下室に収容され、生産過程では弾薬と対戦車地雷の製造に従事させられた。この抑留者の多くはハンガリーから「アウシュヴィッツ『絶滅収容所』」Vernichtungslager に送られてきた、「消滅」を予定するユダヤ人女性であったが、労働能力があるとして「ノイエングーメ強制収容所」に「強制労働」のために移送された人々であった。その他に、ポルシェとヒムラーないし親衛隊経済行政本部との交渉により、VW社から移転された「飛行爆弾V1」および航空機の疎開製造先にも、「強制収容所抑留者」が投入された。⁽⁴⁵⁾

なお、VW社が調達した抑留者数については、ニュールンベルク裁判での元親衛隊上級指導者 K. ゾマーの供述では、「ノイエングーメ強制収容所」

から約1,800人の抑留者が調達されたが、調達時期は不祥である。さらに1944年初頭以降、「ナッツヴァイラー強制収容所」Konzentrationslager Natzweiler から約3,500人の抑留者がVW社の関連会社 Minette AG, Lom-gwy に投入されている。同じ供述では、VW社のポルシェと同社人事部長ティロルトが、抑留者の供給について、親衛隊経済行政本部の連隊長マウエアーと交渉している。因に、この親衛隊経済行政本部を通じて、1944年末に、全部で約50万から60万人の抑留者が企業等に動員されていったとされる。⁽⁴⁶⁾

(2) 導入姿勢

国家機関による外国人労働力配分の所定の形態は、個別企業それ自体が外国人労働力の調達のために積極的な行動に出ることを排除するものではなかった。企業が特別の専門知識をもつ外国人市民労働者・捕虜の獲得を必要としたような場合には、国家機関は企業の労働力選別への参加を認めた。軍需発注それ自体は企業に決して押し付けられることはなかったといわれ、むしろ軍需がその緊急性の高いものであったような場合、その場合にはとくに資材の優先的配分が約束されたので、その結果、そうした軍需は自ずとそれを受注しようとする企業間の競争の対象となって、ひいては軍需発注を得た企業が労働力の選別と調達のさいに、それらに影響力を及ぼす機会を得ようとすることを煽ることになった。⁽⁴⁷⁾

VW社もまた、「外国人強制労働者」の調達・選別に参加した。同社はソビエト人捕虜の割り当てにしたがって、国防軍の「捕虜収容所」Manschafts-stammlager において捕虜の適性を調べ、またウクライナにおける「東方労働者」の募集のさいには当局の適性調査に協力した。⁽⁴⁸⁾すなわち、ファリングボステル「第11B基幹収容所」Stammlager XI B Fallingbostel に収容されたソビエト人捕虜の中から熟練労働者を選別し、さらにウクライナで「東方労働者」の調達のために独自の労働力募集キャンペーンを実施した。後者はやがて同社の工場に投入された「外国人強制労働者」の最大の部分を占める

ことになった。VW社の工場に投入された「外国人強制労働者」および「捕虜」は、レジームの種々の調達形態を介して工場労働を強制されることになったのであった。⁽⁴⁹⁾

(3) 調達形式

ここで問題とする点は、VW社での「強制労働」に従事させられた様々の人々が、「外国人市民」・「捕虜」・「強制収容所抑留者」といった、置かれた立場の違いによって「調達」の形式を異にし、そのうえに「調達」過程での取り扱いにおいて、ナチスの人種論的イデオロギーを拠り所とする、国籍・人種・宗教別の差別的取り扱いを被ったということである。そして、この差別的扱いは、企業内での「強制労働」においてだけでなく、企業付設の収容施設内においても厳酷に貫かれた。最悪のケースでは少なからぬ生命が奪われることになったという意味でも、この問題を確認しておく必要があるであろう。

1) 外国人市民強制労働者

ナチの人種主義思想にもとづいて、西欧占領諸国出身者と東欧占領諸国出身者とは、その労働力としての動員方法が異なり、取り扱いが明確に区別され、差別された。たしかに、両者はともに、実質的にはドイツ占領軍当局により強制連行と強制労働に服従させられたが、とくに後者の場合、その取り扱いが苛酷を極めた。

VW社に投入された大量の外国人市民労働者の場合も、その内、1939年に既述のように国家間協定に準拠した労働力募集の形で調達されたイタリア人労働者は別として、それ以外の外国人市民労働者は、大半がドイツ軍占領諸国から強制的に連行された人々であった。大別すると、イギリス・オランダ・フランス・ベルギー人からなる西欧諸国籍の人々と、ソビエト・ポーランド人からなる東欧諸国籍の人々であったが、その動員過程に相当の相違が

あった。国際政治の犠牲となってとくに悲惨な運命に見舞われた人々は、とりわけポーランドやソビエト連邦から強制的に集団連行された一般民衆であった。Siegfriedの研究に依拠して、ベルギー、オランダ、ソビエト連邦から連行された人たちの体験報告を紹介しておくことにする：

(i) あるベルギー人男性市民の強制労働体験の場合：

あるベルギー人市民男性の体験報告によれば、VW社では、約300人のベルギー人が働いた。自発的な志願労働者は僅か10人ほどであった。強制労働者はたいてい職場で労働力募集機関 Werbestelle のドイツ人職員によって徴用された。かれらは労働力募集場所にやって来て身分証明書を没収した。身分証明書は労働力募集機関で労働契約の署名と引き換えに返された。契約は労働の種類や場所について何ら明記することはなかった。身分証明書の不所持は食料配給券 Lebensmittelkarte の紛失を意味した。⁽⁵⁰⁾

(ii) あるオランダ人男性市民の強制労働体験の場合：

あるオランダ人男性の体験報告によれば、1940年5月14日にオランダがドイツ軍によって占領されたとき、女王と政府はイギリスへ退去し、国土は傀儡政権によって統治された。ドイツ占領軍当局の圧力のもとに、当時の800万のオランダ人のうちの約50万人がドイツで労働することを強制された。アムステルダム大学の学生であったこの人物は、1942年12月にドイツ側当局の管理下に置かれた大学で「忠誠宣言」の署名を求められ、約1万2,500人の学生（総数1万4,000人）に混じってそれを拒否した。そのために翌43年4月にドイツでの労働に志願を求められ、それに応じた。約3,000人のオランダ人学生に混じってアムステルダムのドイツ警察に出頭し、オーメン強制収容所 K. Z. Lager Ommen, Ost-Niederlande, Provinz Overijssel に抑留された。そこではドイツでの労働に従事する労働契約に署名するか、もしくはドイツにある「強制収容所」に送られるかの選択を迫られた。かれは署名したが、警察に出頭しなかった約9,000人の学生のうち多くのものは、疑いなく

逮捕され、ドイツに送られたにちがいない、という。こうしてオランダ人市民が強制労働者としてドイツに送られ、そのうちの約200人がVW社に割り当てられたのである。⁽⁵¹⁾

(iii) あるソビエト人女性市民の強制労働体験の場合：

ウクライナのある村に暮らしていたロシア人女性の体験報告によれば、1942年、ある日の早朝、村の住民はドイツ占領軍の笛音と、「みんな出て来い！」という拡声器の声に呼び起こされた。制服・武装のドイツ軍が村の全住民を集め、子供と老人を後に残して、労働能力のある村の住民は60 kmも離れた地域に行進させられ、また道々に同様に捕らえられた人々が行進に加えられ、そこに到着すると石炭運搬船に積み込まれ、その後家畜運搬用貨車に乗り換えさせられ、5月中葉から6月4日にかけて、繰り返す爆撃下をベルリンへ向けて列車移送され、そこからVW社の工場のあるファレアースレーベンへと送られた。途中、わずか2度ほど、某かの、一部腐敗した食料を与えられたただけであった。同地では、駅の隣接地の有刺鉄線内で2日間を、寒さと雨の中で、食べられないような粗末な食料を与えられて過ごし、その後シラミ駆除施設に入れられ、衣服を脱がされ、衣類を消毒され、個人の持ち物を取り上げられ、「東方宿舎」Ostlagerに男女別に収容された。各バラックの設備はダブルベット、マット、仕切り、テーブル、イスからなり、洗面・トイレ設備は特別バラックにあった。宿舎は有刺鉄線で囲まれ、ドイツ人の監視人によって監視された。その他にロシア人協力者がいた。⁽⁵²⁾

2) 「捕虜」

VW社が労働力として調達した「捕虜」は、フランス人、ベルギー人およびソビエト人の「捕虜」から成り立っていた。いまここでは、VW社による「ソビエト人捕虜」の調達について、同社を視察した「特別委員会VI・戦車」の1942年1月10日付き「視察報告書」を取り上げておくことにする。「同報告書」は、「ソビエト人捕虜」の中から熟練労働者が同社によって選

別された過程について述べている：

VW社の労働力需要に応えるために、所管の軍需当局と労働動員当局の了解を得てロシア人捕虜を生産労働に投入することが企てられ、ソビエト人捕虜収容所において同社の代理人による労働者選別が実施され、その際に1,200人の元金属熟練労働者であった捕虜の中から650人が工場労働者に適すると判断された。選別は、収容所のバラック内に旋盤、フライス盤、電動・自動機械ユニットを備えた多くの工作台が設置され、通訳を介して捕虜の職業が確認され、元金属熟練労働者が何人かのマイスターによって審査され、工場内での捕虜の特定作業への適正が確認された。ロシア人捕虜の割り当てへの申請は当該地域の労働局ないし州労働局に提出されなければならないが、しかし工場自体が割り当てのために、ロシア人の選別と移送の任にあたる代表者を収容所に派遣することは合目的であり、また火急に望まれる。⁽⁵³⁾

また、「強制収容所抑留者」については、既述の通り、2度にわたってその動員が行われ、苛酷な労働を強制されている。

3. 結びにかえて

第2次世界大戦期のVW社における「強制労働者」の大量動員は、同社がナチ党付属機関「ドイツ労働戦線」によって創設されたという特殊事情にその内因をもっていたのではなく、戦況の深刻化に伴って兵力増強の要請と軍需生産拡大の急務化に迫られたナチス・ドイツの戦争経済体制の改編過程がその外因となって起こってきたものである。それは、同社が戦争経済統制のもとで、その「経営存続」のために、当初の乗用車製造計画を棚上げにして、勢い原材料と労働力の優先的な割り当てに与ることのできる軍需品の受注に走り、ひいてはドイツ労働市場の狭隘化の中で、軍需生産の拡大に伴う労働力不足の解消への方途を「強制労働者」の労働力に求めたものであった。同社は、こうして「経営存続」という経営経済的な理由を盾に取って「強制労働」を正当化していった。その結果、とくに1942年以降の同社の労働力構成

においては、ドイツ人労働者数に対比して、労働者総数のうちの6割以上を外国人強制労働者が占めることになった。それに「強制収容所抑留者」の動員数を加えると、「強制労働者」の占有比率はさらに上昇した。このきわめて特徴的な労働力構成事情が戦中期の同社の企業内労使関係の特殊性を規定したことは、言うまでもないことである。しかしながら、同社における「強制労働」の契機がもっぱら外因にのみ求められて、「強制労働者」に対する経営執行部の動員決定と工場内での労働力としての「人種論的」な差別的取り扱いが見落とされることになってはならない。では、「強制労働者」に対する同社の管理・統制や、それらに対するナチ党・国家警察・軍の出先諸機関の関与はどのような特徴を示したのか、さらにこの場合の企業内労使関係はどのように把握されるべきであるのか、また「強制労働者」はどのような労働・生活諸条件のもとに置かれたのか、これらの問題領域については、最初に断った通り、稿を改めて解明することにする。

脚 注

- (1) 1938年時点でのVW社における外国人労働力の利用状況は、また同時に、ドイツ全体におけるその状況をよく反映していた。同年末にVW社の「共同宿舍」Gemeinschaftslagerでは、1,272人のドイツ人、2,534人のイタリア人、120人のダンツイヒ人 Danziger, 80人のオランダ人、140人のチェコ人、200人のズーデンテン地方出身ドイツ人および10人の他国籍人が居住していた。外国人の殆どは、労働力募集、任意志願あるいは国家間労働力供給協定により調達されたものであった。因に、K. J. Siegfriedがヴォルフスブルク市立文書館 Stadtsarchiv Wolfsburgの史料に依拠して示すところでは、イタリア人建設労働者は1938年1月8日に900人、1月28日に800人、39年2月21日に884人、2/3月に2,400人、3月8日に800人、5月6日に882人、合計6,666人の調達が記録されているが、そのうち部分的に労働契約終了により帰国したものがいて、常時、最大でも3,000人が「共同宿舍」に暮らしたと推測されている(Klaus-Jörg Siegfried, *Das Leben der Zwangsarbeit im Volkswagenwerk 1939-1945*, Campus Verlag 1988, S. 110)。
- (2) ドイツ資本主義の発展過程において外国人労働者が歴史的に果たしてきた役割は大きく、ナチ・レジーム期に入ってもその役割は小さくなかった(Vgl. Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des „Ausländer-Einsatzes“ in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*. Verlag J. H. W. Dietz Nachf. 1985, S. 24-66;

Hans Stir <hrsg> : *Ausländische Arbeiter im Betrieb*, Bartmann-Verlag 1964, S. 9-69)。戦争開始前にドイツ経済において外国人労働者の流入が集中した産業分野は、とりわけ農業であった。この分野は就業人口の著しい流出により、とくに深刻な労働力不足に陥っていたが、それを補うようにして東欧諸国、とくにポーランドの農業労働者が非合法の越境によりドイツに流入した。しかし、戦中期の外国人労働力の動員は、そうした労働力流入とは様相を異にするものであった。外国人の「強制連行」・「強制労働」、これらが組織的に大規模に押し進められた。

それらについての研究は、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）でもドイツ民主共和国（東ドイツ）でもかなり進展を示している。日本では、矢野久氏が次のような論文を発表している：矢野久稿「外国人強制労働への道——『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員——」『三田学会雑誌』第81巻第2号，1988年7月；同者稿「外国人労働者の強制連行・強制労働——1941/42年を中心に——」，井上茂子・木畑和子・芝健介・永岑三千輝・矢野久共著『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』同文館，1989年所収。個別企業レベルでの研究については、西ドイツにおいて若干の実績を数えることができる。本稿で取り上げる、VW社での「強制労働」についてのK. J. Siegfriedの一連の研究実績も、その1つである：K. J. Siegfried: *Wolfsburger Stadtgeschichte in Dokumenten 1938-1945*, Wolfsburg 1982; Derselbe: *Rüstungsproduktion und Zwangsarbeit im Volkswagenwerk 1939-1945*, Campus Verlag 1987; Derselbe: *Das Leben der Zwangsarbeit im Volkswagenwerk 1939-1945*, Campus Verlag 1988。なお東西両ドイツでの研究史および研究実績については、矢野久氏の上記論文を参照されたい。

- (3) *The United States Strategic Bombing Survey: The Effects of the Strategic Bombing on the German War Economy*, Washington 1945。なお、この調査書の中の「外国人強制労働」報告については、すでに矢野氏が紹介している（矢野，前掲稿参照のこと）。
- (4) ニュールンベルク裁判でのナチス戦犯に対する有罪判決の理由の一つに、「人道に対する罪」が上げられた。その内容は、(1)ドイツ占領地の一般市民と戦時捕虜に対する罪、(2)占領地の掠奪と経済的搾取、(3)強制労働から構成された（矢野，前掲稿「外国人強制労働への道」，84頁および同者稿「外国人労働者の強制連行・強制労働」，201頁参照）。
- (5) 矢野，前掲稿「外国人強制労働への道」，92頁以降参照のこと。
- (6) 松本照男著『戦争と占領—あるポーランド家族の体験』（岩波ブックレットNo. 139, 岩波書店，1989年）の中では、ドイツ軍による占領下のワルシャワに暮らしたあるポーランド人が語る当時の家族の悲惨な体験が紹介されている。当時、首都ワルシャワは、ドイツ軍占領後はドイツの「総督領」内に置かれ、とくに厳しく統制された（松本，同書，40頁；矢野，前掲稿「外国人強制労働への道」，90頁参照のこと）。
- (7) Vgl. K. J. Siegfried: *a. a. O.*, S. 45; U. Herbert: *a. a. O.*, S. 58, 99; Franz Neumann: *Behemoth, The Structure and Practice of National Socialism 1933-1944*, first edition, 1942, second edition with new Appendix, 1944, Oxford University Press, New York, 1942, Frank Cass & Co., 1967, p. 297, 独訳, *Behemoth. Struk-*

- tur und Praxis des Nationalsozialismus 1933-1944*, Europäische Verlag, 1977, S. 399-400, 邦訳『ビヒモス——ナチズムの構造と実際——』（岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳）みすず書房, 1963年, 296頁を参照のこと。
- (8) 矢野, 前掲稿「外国人強制労働への道」, 95, 97頁参照。
 - (9) Herbert, *a. a. O.*, S. 135; 矢野, 同稿, 106頁。
 - (10) 結局, 1944年9月30日現在で130万人の男子が兵力に動員された (Fritz Blaich, *Wirtschaft und Rüstung im „Dritten Reich“*, Pädagogischer Verlag Schwann-Bagel, Düsseldorf 1987, S. 36。
 - (11) *Ebenda*, S. 36-37。
 - (12) Siegfried, *a. a. O.*, S. 16。
 - (13) 元アウシュヴィッツ強制収容所抑留者の1986年10月京都講演・永井清彦編『恐怖のアウシュヴィッツ—生き証人は語る』岩波ブックレット No. 93。
 - (14) 矢野, 前掲稿「外国人強制労働への道」, 101頁。
 - (15) 大野英二著『ナチズムと「ユダヤ人問題」』リプロポート, 1988年, 59頁。
 - (16) Cf. F. Neumann, *ob cit.*, p. 623-624, 独訳, *a. a. O.*, S. 649-650, 邦訳488-489頁参照; 「ユダヤ人問題」については, たとえば, 大野英二, 同書を, また「安楽死」計画については, 木畑和子稿「第2次世界大戦下のドイツにおける『安楽死』問題」(井上他, 前掲書『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』所収)を参照のこと。
 - (17) これらの機関の組織的關係については, 拙稿「第2次世界大戦とフォルクスワーゲン社——経営政策の転換と軍需生産——」(『山口経済学雑誌』第38巻第5・6号, 1989年11月)の第2図「VW社の軍需生産/労働力調達(外国人市民・捕虜の調達を含む)に關係したナチ国家・党諸機関の系統図」を参照されたい。
 - (18) Blaich, *a. a. O.*, S. 36。
 - (19) Cf. F. Neumann. *ob cit.*, p. 523, 独訳, *a. a. O.*, S. 555, 邦訳, 412頁参照。
 - (20) Cf. *ibid.*, p. 523, 独訳, *ebenda*, S. 555, 邦訳, 412頁参照
 - (21) Siegfried, *a. a. O.*, S. 12, 45-46。なお, U. Herbertの研究は, 1944年8月30日時点での国籍別に見た外国人市民労働者数とその内の女性の比率, ならびに, 外国人労働者全体に占める当該市民労働者の比率について示している (Vgl. U. Herbert, *a. a. O.*, S. 272)。
 - (22) 「労働動員総監」に就任したザウケルは, ドイツ人労働力はもとより, 外国人労働力の動員に関する権限を握ることになったが, また時期を同じくして産業統制の権限を握りはじめたシュベアの軍需省はその管下に「全国労働動員技官」Reichsarbeitseinsatzingenieurの組織を設けて原料統制の支配権ばかりか, 労働統制権をも併せもつことになった (F. Neumann, *ob cit.*, p. 619-621, 独訳, *a. a. O.*, S. 645-647, 邦訳, 487頁)。
 - (23) 矢野, 前掲稿「外国人労働者の強制連行・強制労働」, 215頁; Neumann, *ibid.* p. 619-621, 独訳, *ebenda*, S. 645-647, 邦訳, 486-487頁)。
 - (24) *ibid.*, p. 624, 独訳, *ebenda*, S. 649, 邦訳, 489頁。
 - (25) Siegfried, *a. a. O.*, S. 45。因に, 軍需省による軍需工業統制での「工業の自己責任制」(たとえば, 大野英二, 前掲書『ナチズムと「ユダヤ人問題」』, 18頁を参照

「旅団」は「建設連隊」から成り、「連隊」は「建設大隊」から、「大隊」は4つの「建設中隊」から成るものと構想され、これらの組織に、ドイツ固有領内で6万7,500人、ドイツ総督領で4万7,500人、東部地域で6万人の「強制収容所抑留者」が動員されることになっていた (Siegfried, *a. a. O.*, S. 58)。

- (42) Siegfried, *a. a. O.* S. 14, 58。なお、鑄造工場建設をめぐるナチ権力者の確執については、一時、建設を認めたヒトラーの承認状や、同工場建設問題についてVW社経営責任者や親衛隊の所轄責任者や軍需相等が交わした一連の書簡から明らかになる。(Vgl. *ebenda*, S. 61-73)
- (43) マウレアーは、「親衛隊上級師団長」・「親衛隊経済行政本部長官」O. ポール (Oswald Pohl, 1892年生まれ。1942年4月以降、「強制収容所」の管理は同長官の管下に帰属) の古い協力者。この部は、抑留者の労働動員の中央指導を扱った。かれは、多くの点で「強制収容所」部門の重要人物であった (R. Höss, *a. a. O.*, 片岡訳, 前掲書, 152頁脚注を参照)。
- (44) Siegfried, *a. a. O.*, S. 59-60。
- (45) *Ebenda*, S. 14, 60。
- (46) Francz, Benjamin B.: *Lohn des Grauens*, Frankfurt/M. New York 1981, S. 266 ff., Staatsarchiv Nürnberg, NI-1065, in, Siegfried, *ebenda*, S. 71-72 (原文収録)
- (47) *Ebenda*, S. 45。
- (48) *Ebenda*, S. 13。
- (49) *Ebenda*, S. 45。
- (50) 元外国人強制労働者の体験報告, ベルギー人 (*Ebenda*, S. 51 に原文収録)。
- (51) 元外国人強制労働者の体験報告, オランダ人 (*Ebenda*, S. 51-52 に原文収録)。
- (52) 元外国人強制労働者の体験報告, ソビエト人 (*Ebenda*, S. 53-54 に原文収録)。
- (53) Institut für Zeitgeschichte, München, NI-4017, (*Ebenda*, S. 54-55 原文収録)。